

千葉県地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金交付要綱

平成31年3月25日制定
令和元年9月16日改正
令和2年3月25日改正
令和2年7月17日改正
令和3年3月17日改正
令和3年7月27日改正
令和6年11月1日改正

(通則)

第1条 千葉県地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金（以下「補助金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、平成31年3月11日発老0311第1号厚生労働事務次官通知「地域介護・福祉空間整備等交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金の交付について」及び千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、千葉県地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、市町村及び民間等の事業者に交付することにより、高齢者施設等の防災・減災対策及び新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を推進する施設及び設備等の整備事業（以下、「施設等整備事業」という。）の推進を図り、防災体制の強化に資することを目的とする。

(補助の対象)

第3条 この補助金は、実施要綱に基づき実施される施設を交付の対象とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者（法人にあっては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該法人の経営に関与している者又は当該法人の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。))が次のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、補助の対象とならない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこ

れらに準ずる行為

ウ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人にあっては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(補助金の対象除外)

第4条 この補助金は、次に掲げる事業については、交付の対象としない。

- (1) 政令指定都市及び中核市が実施する事業
- (2) 政令指定都市及び中核市を所在地とする施設に対して実施する事業

2 この補助金は、次に掲げる費用については、交付の対象としない。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 職員の宿舍、車庫又は倉庫の建設に要する費用
- (3) その他施設等整備事業として適当とは認められない費用

(補助額の算定方法)

第5条 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、補助額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 既存の小規模高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業、及び高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業

事業計画書に記載された事業につき、次の表の第1欄に定める区分ごとに第3欄に定める対象経費の実支出額の合計額と第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入を除く。以下同じ。）を控除した額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

1 区分	2 基準額	3 対象経費
既存の小規模高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業	実施要綱の第4に基づき算定方法により、知事が必要と認められた額	事業計画書に基づく既存の高齢者施設等におけるスプリンクラー設備等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業	実施要綱の第4に基づき算定方法により、知事が必要と認められた額	事業計画書に基づく既存の高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅

		<p>費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)</p> <p>ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
--	--	--

(2) 社会福祉連携推進法人等による高齢者施設等の防災改修支援事業、高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業、高齢者施設等の水害対策強化事業、高齢者施設等の給水設備整備事業、及び高齢者施設等の防犯対策及び安全対策強化事業

事業計画書に記載された事業につき、次の表の第1欄に定める区分ごとに第3欄に定める対象経費の実支出額と第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。)を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄の補助率を乗じて得た額を交付額とする。

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
社会福祉連携推進法人等による高齢者施設等の防災改修支援事業	実施要綱の第4に基づく算定方法により、知事が必要と認めた額	<p>事業計画書に基づく社会福祉法人等における防災改修等支援事業(施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)</p> <p>ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>	3/4

<p>高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業</p>	<p>実施要綱の第4に基づく算定方法により、知事が必要と認めた額</p>	<p>事業計画書に基づく高齢者施設等の非常用自家発電設備整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)</p> <p>ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>	<p>3/4</p>
<p>高齢者施設等の水害対策強化事業</p>	<p>実施要綱の第4に基づく算定方法により、知事が必要と認めた額</p>	<p>事業計画書に基づく高齢者施設等の水害対策強化事業(施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)</p> <p>ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>	<p>3/4</p>
<p>高齢者施設等の給水設備整備事業</p>	<p>実施要綱の第4に基づく算定方法により、知事が必要と認めた額</p>	<p>事業計画書に基づく高齢者施設等の給水設備整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)</p> <p>ただし、別の負担(補助)金等において</p>	<p>3/4</p>

		別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	
高齢者施設等の防犯対策及び安全対策強化事業	実施要綱の第4に基づく算定方法により、知事が必要と認めた額	事業計画書に基づく高齢者施設等の防犯対策及び安全対策強化事業(施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。) ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	3/4

(交付の条件)

第6条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業計画書の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (6) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (7) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金の補助金の交付を受けてはならない。
- (8) この補助金を受けて市町村が事業を実施する場合には、次の条件が付されるものとする。
 - ア 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、

担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。

- イ 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第8号）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度5月30日までに知事に報告しなければならない。なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。
- ウ この補助金と事業計画書に基づく事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ当該調書及び証拠書類を交付金の額の確定の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(9) この補助金を受けて民間等の事業者が事業を実施する場合には、次の条件が付されるものとする。

- ア 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の機械、器具及びその他財産については、適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
- イ 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第8号）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度5月30日までに知事に報告しなければならない。なお、民間等の事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は支社、支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。
- ウ 民間等の事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- エ 民間等の事業者が事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- オ 民間等の事業者が事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

(10) 民間等の事業者が(9)による条件に違反した場合には、この補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、県に納付させることがある。

(申請手続)

第7条 市町村長及び民間等の事業者は、補助金の交付を申請しようとするときは、交付申請書(様式第1号)を作成し、別に指示する期日までに知事に提出しなければならない。

(変更申請手続)

第8条 市町村長及び民間等の事業者は、この交付金の交付決定後、その事業について変更の承認を受けようとする場合には、その事業についての変更承認を受けねばならないことが判明した日から、2週間以内に、交付変更申請書(様式第2号)を知事に提出しなければならない。

(中止等の申請手続)

第9条 市町村長及び民間等の事業者が、第5条の規定による中止又は廃止の承認を受けようとする場合には、その事業についての中止又は廃止の承認を受けねばならないことが判明してから、2週間以内に、交付中止(廃止)承認申請書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 この補助金の事業実績報告は、事業が完了した日から起算して14日を経過した日(第9条により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して14日を経過した日)又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

ただし、事業が翌年度にわたるときは、翌年度の4月10日までに年度終了報告書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第11条 市町村長及び民間等の事業者は、事業の進捗状況について、事業進捗状況報告書(様式第6号)により、知事から報告の指示がある都度、別に指示する期日までに知事に報告しなければならない。

(交付請求)

第12条 市町村長及び民間等の事業者は、この補助金を請求しようとするときは、交付額の確定通知を受理後、速やかに、請求書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

(暴力団密接関係者)

第13条 規則第十七条第一項第三号の知事が定める者は、第3条第二項第二号又は第三号に該当する者(補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあっては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する者である法人その他の団体)とする。

(事前着手)

第14条 市町村長及び民間等の事業者は、補助金の交付決定前に事業に着手する場合は、事前着手届(様式第9号)により知事に届け出るものとする。

附 則

この要綱は、平成31年3月25日から施行し、平成30年度分の予算に係る補助金について適用する。

附 則

この要綱は、令和元年9月16日から施行し、令和元年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年3月25日から施行し、令和元年度の予算に係る補助金から適用する。ただし、令和2年3月13日以前に交付決定を行った事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和2年7月17日から施行し、令和2年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月17日から施行し、令和2年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年7月27日から施行し、令和3年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年11月1日から施行し、令和6年度の予算に係る補助金から適用する。

（元号） 年 月 日

千葉県知事 様

所在地
法人名
理事長名

千葉県地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金交付申請書

標記について、関係書類を添えて次のとおり申請する。

- 1 交付申請額 金 円
- 2 事業種別 事業
- 3 交付申請一覧表（別紙1）
- 4 交付申請額算出内訳書（別紙2）
- 5 添付書類
 - （1）歳入歳出予算（見込）書抄本またはこれに準ずるもの
 - （2）見積書、図面等の写し、写真等
 - （3）その他参考となる書類

（元号） 年 月 日

千葉県知事 様

所在地
法人名
理事長名

千葉県地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金交付変更申請書

（元号） 年 月 日付け千葉県高指令第 号をもって補助金交付の決定のあった（元号）年度標記補助金に係る事業を下記のとおり変更したいので、千葉県補助金等交付規則第5条の規定により承認を申請します。

記

1 変更内容等

- | | | |
|------------|----------------|---|
| （1）既交付決定額 | 金 | 円 |
| （2）変更交付申請額 | 金 | 円 |
| （3）差引増減額 | 金 | 円 |
| （4）変更する内容 | 変更計画書（別紙1）のとおり | |

2 変更の理由

千葉県地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金交付変更計画書

(元号) 年 月 日

申請者名

変更した計画の内容

様式第3号（第9条関係）

（元号） 年 月 日

千葉県知事 様

所在地
法人名
理事長名

千葉県地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金交付中止（廃止）承認申請書

（元号） 年 月 日付け千葉県高指令第 号をもって補助金交付の決定のあった（元号）年度標記補助金に係る事業を下記のとおり中止（廃止）したいので、千葉県補助金等交付規則第5条の規定により承認を申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止（廃止）年月日 （元号） 年 月 日

（元号） 年 月 日

千葉県知事 様

所在地
法人名
理事長

千葉県地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金実績報告書

（元号） 年 月 日付け千葉県高指令第 号をもって補助金交付の決定のあった（元号）年度標記補助金に係る事業について、千葉県補助金等交付規則第12条の規定により関係書類を添えてその実績を報告します。

記

- 1 事業種別 事業
- 2 精算額一覧表（別紙1）
- 3 精算額算出内訳（別紙2）
- 4 添付書類
 - （1）事業に係る市町村歳入歳出決算（見込）書の抄本またはこれに準ずるもの
 - （2）事業に係る完了及び納品、支払の証明となる書類
 - （3）その他参考となる書類

（元号） 年 月 日

千葉県知事 様

所在地
法人名
理事長

千葉県地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金年度終了報告書

（元号） 年 月 日付け千葉県高指令第 号をもって補助金交付の決定のあった（元号）
年度標記補助金に係る事業について、千葉県補助金等交付規則第12条後段の規定により下記のとおり
報告します。

記

- 1 事業種別 事業
- 2 年度終了報告内訳表（別紙1）

（元号） 年 月 日

千葉県知事 様

所在地
法人名
理事長

千葉県地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金に係る事業進捗状況報告書

（元号） 年 月 日付け千葉県高指令第 号で補助金交付の決定のあった（元号）
年度標記補助金に係る事業について、千葉県補助金等交付規則第10条の規定により下記のとおり
月末現在の事業の進捗状況を報告します。

記

- 1 事業種別 事業
- 2 事業進捗状況報告内訳表（別紙1）

（元号） 年 月 日

千葉県知事 様

所在地
法人名
理事長

千葉県地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金請求書

（元号） 年 月 日付け千葉県高達第 号で額の確定のあった（元号） 年度標記補助金に係る事業について、千葉県補助金等交付規則第15条の規定により次のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円

預金種別	
振込先	
振込口座番号	
名義人	

様式第 8 号（第 6 条関係）

（元号） 年 月 日

千葉県知事 様

所在地

法人名

理事長

（元号） 年度消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額報告書

（元号） 年 月 日付け千葉県高指令第 号で交付決定を受けた（元号） 年度千葉県地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額については、下記のとおり報告する。

記

- 1 施設の種類及び名称
- 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）
第 15 条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（要交付金返還相当額）
金 円
- 4 添付書類
記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。

様式第9号（第14条関係）

（元号） 年 月 日

千葉県知事 様

所在地
法人名
理事長

千葉県地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金事前着手届

（元号） 年 月 日付け千葉県高第 号をもって内示のあった（元号） 年度
標記補助金に係る事業につきまして、補助金の交付決定通知を受ける前に着手したいの
で、千葉県地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金交付要綱第14条の規定により、次
のとおり届出します。

記

- 1 事業種別 事業
- 2 着手予定年月日 （元号） 年 月 日
- 3 事前着手の理由

（備考）

- 1 この届出により補助金の交付決定が確約されるものではないことを承諾します。
- 2 補助金の交付決定がなされなかった場合又は補助金の交付決定の前に天災等により事業を中止した場合は、事前着手に係る費用を届出者が負担することを承諾します。